

公安委員会	「道路交通法施行令の一部を改正する	令和6年5月30日
説明資料No. 1	政令案」等に対する意見の募集について	交通 局

1 趣旨

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）等の改正に当たり、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。

2 期間

令和6年5月31日（金）から同年6月29日（土）まで（30日間）

3 主な内容

(1) 道路交通法施行令の一部を改正する政令案

自動車の最高速度及び横断歩道等を表示する道路標識の設置に係る規定を改正する。

(2) 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案

(1)に関する細目を定める。

(3) 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案

横断歩道を表示する道路標示の白線の設置間隔を拡大することができること等とする。

4 施行期日

令和8年9月1日（予定）。ただし、横断歩道等に係る改正については公布の日。

<p>公安委員会 説明資料No. 2</p>	<p>第18回犯罪被害者等施策推進会議 の開催について</p>	<p>令和6年5月30日 長 官 官 房</p>
<p>1 開催日 6月4日（火）（予定）</p> <p>2 場所 総理大臣官邸4階大会議室</p> <p>※ 犯罪被害者等施策推進会議</p> <p>● 設置及び所掌事務</p> <p>犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第24条に基づき、内閣府に設置される特別の機関であり、以下の事務をつかさどる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。 ○ 上記のほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。 <p>● 会長・委員</p> <p>会長：内閣総理大臣</p> <p>委員：国家公安委員会委員長、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、有識者委員4人</p> <p>3 議事</p> <p>「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（令和5年6月6日犯罪被害者等施策推進会議決定）に盛り込まれた以下の取組について、進捗状況及び今後の取組方針を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討 (2) 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設 (3) 国における司令塔機能の強化 (4) 地方における途切れない支援の提供体制の強化 (5) 犯罪被害者等のための制度の拡充等 		

1 概要

警察における特定秘密に係る業務の適正の確保に関する規則（平成26年
国家公安委員会規則第12号）に基づき、警察庁における特定秘密の指定及
び解除の状況等について報告するもの。

2 特定秘密の指定及びその解除の状況について

(1) 指定

警察庁においては、令和5年中に6件の特定秘密を指定した（令和5
年末現在の特定秘密は計55件）。

- 部隊の戦術・運用関係 1件
- 特定有害活動関係 1件
- テロリズム関係 2件
- 外国の政府等との協力関係 1件
- 人的情報源関係 1件

※ 令和5年末現在の特定秘密文書等の保有件数
48,882件（都道府県警察保有分を含む。）

(2) 指定の解除

警察庁においては、令和5年中に特定秘密の指定の解除はなかった。

3 特定秘密の保護措置の実施の状況について

(1) 概要

警察庁及び都道府県警察においては、主に以下のような特定秘密の保
護措置を実施している。

- 職員に対する特定秘密の保護に関する教育の実施
- 特定秘密を取り扱う場所への立入り及び機器の持込みの制限
- 特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限
- 特定秘密文書等の作成、運搬、保管等の取扱いの方法の制限

(2) 保護の状況に関する検査

令和5年中、警察庁及び都道府県警察における特定秘密の保護の状況
について検査を実施したところ、以上の保護措置が適切に講じられてお
り、指摘すべき事項はなかった。

4 適性評価の実施の状況について

警察庁及び都道府県警察においては、令和5年中に適性評価を1,007件
（うち警察庁228件、都道府県警察779件）実施した。

5 その他

令和5年中、内閣府独立公文書管理監による特定秘密の指定・解除、特
定行政文書ファイル等の管理について検証・監察が実施されたところ、い
ずれも法令に従って適正に行われていると認められた。